

基発第 0314 第 1 号
平成 23 年 3 月 14 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震に係る労働保険料等の納期限の延長等について

東北地方太平洋沖地震による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）関係の対策については、下記のとおりとするので、御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 労働保険料等の納期限の延長等関係

(1) 納期限の延長の対象となる労働保険料等

納期限の延長の対象となる労働保険料等は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域（以下「被災県」という。）のうち告示により指定される地域にある事業所等に係るもので、災害の発生した日（平成 23 年 3 月 11 日）から延長後の納期限までの間に納期限が到来するものであること。（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条）

なお、被災県内の納期限の延長の対象となる地域（以下「対象地域」という。）については、今後、被災の状況を踏まえ見直しをすることとし、近日中に官報で告示を行う予定であり、具体的な取扱いについては別途通知する。

(2) 延長後の納期限について

対象地域に係る延長後の納期限は、災害のやんだ日から 2 か月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

(3) 督促状の送付について

納期限が延長された労働保険料等に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しないこと。

また、平成 22 年度概算保険料を延納している事業主等に係る第 3 期分保険料

に係る 督促状については、本日時点で未だ送付していない場合には、別添の「お知らせ」を必ず同封すること。既に送付している場合には、事業主等からの問い合わせ等に対して丁寧に説明するとともに、「お知らせ」の各都道府県労働局ホームページに掲載する、局署所において設置・配布・掲示するなどにより事業主等への周知を図ること。

2 個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置

対象地域外に所在する事業主等であっても、徴収法第 30 条の規定によりその例によることとされる国税通則法第 46 条の規定に基づき、都道府県労働局長（歳入徴収官）は、労働保険料等を納付すべき事業主等の個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認めた場合には、当該労働保険料等の納付猶予を行うことができるものとしている。

具体的な取扱いについては、別途通知することとするが、本件措置に係る事務処理については「「徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）」の改訂について」（平成 20 年 3 月 31 日基発第 0331008 号）の別添第 1 章第 4 節第 3 の 2 「納付猶予」を参照すること。

3 相談等に係る対応について

被災に伴い、労働保険料等に関する相談で来庁された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、労働保険料等の納期限の延長及び猶予が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。

事業主、船舶所有者、労働者の皆様へ

労働保険料の納期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1 労働保険料等の納期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害の甚大さに鑑み、次の①の地域における②の労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

① 次の県内に所在地を有する事業場及び船舶所有者が納付するもの

（当該県内に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）

※ 県内の具体的な対象地域については、今後被災の状況を踏まえて決定していくこととしております。

〔 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県 〕

② 平成23年3月11日以降に納期限が到来するもの

（督促状の指定期限が当該期日以降である場合を含みます。）

2 延長後の労働保険料等の納期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日を定めることとしておりますが、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしていることから、決定次第お知らせいたします。

平成23年3月 日

【お問い合わせ先】

〇〇労働局労働保険徴収（課）室

Tel 0000-00-0000